

広 報

かわち

人口と世帯数

人口… 12,276人

男 … 5,781人

女 … 6,495人

世帯… 2,473戸

(6月1日現在)

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係 TEL (河内)3番・44番
発行日 昭和45年7月10日 印刷所 竜ヶ崎印刷所



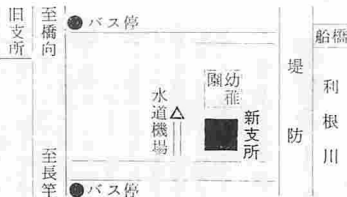
金江津支所が完成

旧支所は商工会事務所

老朽のため改築工事が進められていた金江津支所が完成、6月10日に移転もすんで平常どおり仕事が行なわれています。

鉄骨コンクリート平家建90㎡の建物で工費340万円、施工者は細谷建設樹。

なお、旧支所は商工会事務所として存続します。



救急車のサイレンの音色がかかります

近年、交通事故や各種災害事故の激増による救急自動車の出動回数は、火災件数の十余倍もの多忙さです。

このため、救急車と消防車とが同一音を発することは、火災事故の際の消防団員の参集活動に支障をきたしています。

救急車は、傷病者を搬送するためソフトな音色が望まれていることなどの理由から、高低二音による繰返し音(いわゆるビーボー音)を發する電子サイレンに切り換えることになり、今年七月一日から昭和四十七年六月三十日までの間に完了されます。

音の特性としては、高低二音による繰返し音で、高音九六〇HZ、低音七七〇HZ、高低音とも〇、六五秒、一周期一秒三となつています。

1970

7月号

No. 76

むすす 装舗道村

村の発展に、欠くことのできないのが道路です。その舗装整備事業が着々と進められています。

村内の道路のうち、主なものは、おおむね舗装済みか、又は舗装事業が決定しています。村では逐次、部落内のすみずみまで舗装したい意向です。から（右下段へつづく）

河内村の道路舗装状況図



（上段から）
みなさんのご協力をお願いいたします。
道路は、私たちみんなのも
のです。道巾など充分に余裕のあるように、構造物や、生き垣などは道路にはみ出さないよう、お願い致します。

昭和45年度に舗装される箇所
浄玄橋～古河林下
命江津農協～命江津中学校
坂藤商店～丸田堤
山倉商店～竹尾甚宅の角
中郷(長竿)～神社前
古通～堤源清田
藤蔵～堤塘
橋本新平商店～新利根川堤
石塚商店～中島佐平宅前
浅野医院前～堤塘
長豊ドライブイン～堤塘
長竿小学校角～兵衛商店
生鍋十字路～角崎十字路
浄玄橋～北河原
広田～小巻

一市二町一村組合立

ゴミ処理場建設決る

ゴミ処理については、なにかと苦情のあることと思えますが、このたび竜ヶ崎市、牛久町、利根町、河内村からなる組合立のゴミ処理場が、来年五月完成を目標として新利根村安台に建設されることになりました。

面積六、九〇一坪、総工費一億八千六百四十八万七千円（内、起債九千四百七十一万八千円、国庫補助九百万円、

興費補助百八十万円、村負担金一千四百九十九万九千円）で六〇トンの焼却炉が取付けてあり、これが完成すると本村のゴミ処理問題も解決するものと思えます。それまでの間ご不便をおかけしますが、各自に処理されるようお願いいたします。なお、料金、ゴミ集取の方法などは、まだ決っていませんので後日お知らせいたします。

村内全校完全給食に

給食センターを設置

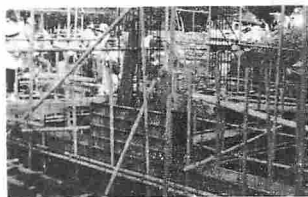
生小危険校舎改築

例ら
定か
一回
二議
第村

去る五月二十八日に開かれ
た第二回定例村議会において
給食センター新設と、生板小
学校危険校舎の改築工事の請
負契約が承認され、それぞれ
工事がすすめられています。

給食センターを新設

未実施中学校の完全給食化
と、すでに実施されている小
学校の給食室のうち改造を要



＜生小改築工事現場＞

工費は二千九百五十三
万円、鉄筋コンクリー
ト二階建、七三一、八九

するところがあり、この際、
給食態勢をととのえ、村内全
校を統一した完全給食を實施
する意味から、給食センター
が中央公民館裏に新設される
ことになりました。

本年十月二十日完成をめざ
してKK薩崎工務店により工
事がすすめられています。

鉄骨平家建、五〇四㎡の建
物に、内部はオートメーショ
ン化された近代的な施設
の立派なものです。

生小危険校舎

を改築

昭和十二年に危険校
舎として認定された生板
小学校（大正七年建設さ
れた東側教室）が、来
年一月十五日までに改築
されることになり、細谷
建設KK（金江津）により
工事がすすめられており
ます。

㎡の建物です。

一階は普通教室一、資料室
保健室、校長室、職員室
科室、準備室各一の八室、二
階は普通教室五、音楽室、準
備室各一の七室となります。

身体障害者には 軽自動車税が減免

までの各級
体幹不自由……一級から三級
までの各級及び五級
心臓機能障害……一級及び三
級
呼吸器機能障害……一級及び
三級

戦傷病手帳の
交付を受けている人

視覚障害……特別項症から第
四項症までの各項目
聴覚障害……（視覚障害に同
じ）

平衡機能障害……（視覚障害
に同じ）

上肢不自由……特別項症から
第三項症までの各項目

下肢不自由……特別項症から
第六項症までの各項目及び
第一款症から第三款症まで
の各款症

体幹不自由……（下肢不自由
と同じ）

心臓機能障害……特別項症か
ら第三項症までの各項目
呼吸器機能障害……（心臓機
能障害に同じ）

なお、同一世帯で身体障害
者の通学通院。もしくは生業
のために、当該身体障害者と
生計を一にする者が運転する
場合、一人の身体障害者につ
いて一台の免除ができる。

その場合の該当者は、次の
とおりです。
下肢不自由……一級及び二級
の一
特別項症から第三項症及
び第一款症から第三款症ま
でのもの
体幹機能障害……一級から三
級及び五級のもの

この申請書を提出する場合
に、身体障害者手帳の方は福
祉事務所の、また、戦傷病者
手帳の方は、県の世話課の証
明書を添付して、七月末日ま
でに税務課まで申請してくだ
さい。

くわしくは役場税務課にお
たづね下さい。

自衛官募集

自衛官はりっぱな社会人です。
自衛隊の規律ある団体生
活で身につけた技術、責任感
や根性は一流会社においても
広く歓迎されています。希望
すれば隊内で上級に進むこと
もでき、満期退職後に進む
民間会社に有利な条件で就職
することもできます。あなたも
応募してみませんか。
受験資格、志願手續等くわ
しくは町役場におたづね下
さい。

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

いままでは下
肢、または体幹
に不自由のある
方自身が運転す
る場合に限る
（一人に一台）
軽自動車税を免
除する事になっ
ていましたが、
このたび税法の
改正により昭和
四十五年度から
は、次に述べる
条件に該当する
場合も減免の対
象になりませ
い、お知らせ
いたします。

減免を受けられる
身体障害者の範囲

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

視覚障害……一級から三級ま
での各級及び四級の一
聴覚障害……二級及び三級
平衡機能障害……二級
上肢不自由……一級、二級の
一及び二級の二
下肢不自由……一級から六級

福祉年金 請求もれ者は ありませんか

五年間すぎると
時効になる

拠出年金			
種別	受給人員	支払金額	額
障子年金	10人	468,000円	
母遺児計	28人	1,656,000円	
計	31人	39,600円	
計	4人	2,343,600円	

福祉年金			
種別	受給人員	支払金額	額
老令年金	573人	11,612,076円	
障子年金	5人	1,914,000円	
母子年金	6人	187,200円	
計	634人	13,713,276円	

昭和三十四年十一月から始った福祉年金は、今年で十一年度をむかえます。現在、県下で八万九千八百九十二名十九億四千万円の年金が支給されています。(本村の場合も別表のとおりです)

しかし、年金を受ける権利がありながら、まだ請求の手続きをしないでおりますと、年金を請求する権利がなくなり、永久にもたなくなってしまう。

たとえば、七十才になりますと福祉年金がもらいますが、それを知らないでそのままにしていたり、息子の収入が多いため年金はもらいらないと思っていこんでいたりする人もいます。役場の国民年金係に届け出るようにして下さい。

「カゾトする
心の動きが
事故のもと」

河内村国民年金

知事賞を受賞

昭和四十四年度の優良国民年金の表彰が、去る六月十七日に水戸市県民文化センターにおいて行なわれ、本村の国民年金は、茨城県知事賞を受賞しました。

各福祉団体

四十五年度事業を協議

六月二十四日、河内村中央公民館において村内の各福祉団体の参加を得て、昭和四十五年度の連絡協議会を開き、次の事業を行なうことになりました。

一、児童福祉対策

- 1、児童生徒の健全育成
- 2、子ども会の育成

二、青少年対策

- 1、青少年の非行防止
- 2、社会を明るくする運動

三、老人福祉対策

- 1、老入クラブの育成強化
- 2、老人福祉週間の実施
- 3、老人福祉大会の実施

四、母子福祉対策

- 1、母子会の育成
- 2、入学、進学、就職児童生徒の対策
- 3、母子福祉資金の活用と指導

五、低所得者対策

- 1、しあわせを高める運動の推進
- 2、世帯更生資金、福祉資金の活用とその後の指導
- 3、被保護者との懇談会と更生指導

六、保健衛生対策

- 1、環境衛生旬間の実施

七、身体障害者更生資金の貸付と更生資金

- 1、身体障害者更生資金の貸付と更生資金
- 2、レクリエーションへの参加

八、成人病検診の実施

- 1、成人病検診の実施
- 2、住民検診の実施
- 3、健康教室の開催
- 4、身体障害者対策
- 5、身体障害者更生資金の貸付と更生資金
- 6、レクリエーションへの参加

警察官募集

締切りは8月8日

社会的治安を維持し、明らかに犯罪に牽連する者に懲らさるることを目的とする警察官の仕事は、男子一生の仕事として選ぶにはもつともふさわしい仕事ではないでしょうか。茨城県警察では、

○ 初任給その他
高卒卒 二八、一三〇円
短大卒 三〇、二八〇円
大学卒 三三、一五〇円
このほか、期末手当や被服、ワイシャツ、靴、靴下、手袋などが支給されます。

なお、くわしくは警察署、派出所、駐在所におたづねください。

(竜ヶ崎警察署)

試験日及び場所

八月九日午前八時三十分から、土浦警察署、県警学校(水戸)

受付期間

六月十日から八月八日まで

受験資格

高校卒業程度の学力を有する者で、昭和四十五年四月一日現在で、十八才以上二十八才未満の男子。

受給期間

六月十日から八月八日まで

試験日及び場所

八月九日午前八時三十分から、土浦警察署、県警学校(水戸)

受付期間

六月十日から八月八日まで

受験資格

高校卒業程度の学力を有する者で、昭和四十五年四月一日現在で、十八才以上二十八才未満の男子。

受給期間

六月十日から八月八日まで

試験日及び場所

八月九日午前八時三十分から、土浦警察署、県警学校(水戸)

心をあわせて

明るい社会を

第二十回「社会を明るくする運動」が、今年も七月一日から三十一日まで、法務省の主催によって全国的にくりひろげられます。

これは、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

わが国における最近の産業



経済の著しい発展と、急速な交通機関の発達と、急激な情報機関の普及とあいまつて、全国的に都市化現象がみられ、これまで良い伝統とみられていた地域社会における強固な社会連帯に悪い影響を与えています。

この国の犯罪、とくに青少年の非行の現況をみると、都市集中化、広域化等の傾向と在学または勤労青少年の非行の増加、いはゆる中流家庭の青少年の非行化等の傾向があり、これは、最近みられる社会的連帯の稀薄化と関連があるものと考えられます。

ようするに「社会を明るくする運動」とは、以上のことをふまえて、国民すべてが社会連帯意識の向上に努めつつ連帯的諸活動を強化し、とくに青少年の犯罪や非行のない明るい社会を築くよう、広く理解と協力を得ようとするものです。

以上の趣旨のもとに、河内村においても村長を委員長とする保護司、民生委員、オペール、B・B・S、教育関係

者、社会福祉関係者等をメンバーとする「実施委員会」において、次のような運動を展開することになりました。

- 一、家庭の日の普及推進……
- 二、ポスター、ビラによる末端への浸透
- 三、広報車によるパレード
- 四、福祉団体連絡協議会による青少年問題研究会の開催
- 五、小さな親切運動の推進
- 六、懸垂幕の活用

45年度分 予定納税と 減額申請

所得税は、最終的には一年間の所得と税額を計算し翌年三月に確定申告をしてその税額を納めることになっていますが、昨年一定の税務があった人については、所得が昨年より多額な増減を通知し、その増減を七月と十一月に納めていただくことになっております。この制度を予定納税の制度といふ。

しかし、廃業や休業、震災風水害、火災、盗難等により多額の損害を受けたたりしたなどのため、ことしの申告納税見込額が税務署で通知した予定納税額の計算の基となった予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる人は、申請すれば予定納税額が減額されるみちが開かれている。

この制度を予定納税の減額申請の制度といふ。申請の期間は、四十五年六月三十日の現況により減額申請をしようとする人は、七月十五日までに減額申請書を提出しなければなりません。

申請書の用紙は税務署に用意してあります。

予定納税額の 納付について

一期分の予定納税額は、七

月一日から七月三十一日までの間に納めなければなりません。七月三十一日の納期限に遅れますと、八月一日から八月三十一日までの期間は、年利七、三%（従来の日歩二銭と同じ）の割合で延滞税がかかります。さらに納税がおくれますと九月一日からは延滞税が年利十四、六%（従来の日歩四銭と同じ）の割合になりますから、納期限までに必ず納めて下さい。

納税は振替納税制度を利用すると非常に便利です。

この制度は、金融機関（銀行、信用金庫、農協など）の預金口座から自動的に納税されます。納税のための手数料もはぶけ、納期限におくれずに確実に納税することができます。

また、振替納税制度を利用していない方は七月の予定納税から、ぜひ利用されるようおすすめします。

申込みの用紙は税務署に用意してあります。

（電ヶ崎税務署）

七月の納税

固定資産税 第二期

七月三十一日まで

今年こそ

水難事故をなくそう

七月が八月へ暑さが増し
てきますと、子どもの水泳ぎ
や水遊びによる事故が目立っ
て多くなります。

水の犠牲は、その多くが水
の恐ろしさを知らない子ども
によって出められているのが
特徴です。

保護者がもう少し注意して
あげたら防げたのではないか
と思われるものが少なくあり
ません。

もっとも多い

水泳中の事故

事故が場所別にみますと、
河川、海沼池、用水堀の順と
なり、まさかと思われるプー
ルでも死亡者でていること
は見逃すことはできません。

事故当時の行為としては、水
泳ぎ、水遊び、魚つり、ポー
ト遊びの順となっています。

家庭のしつけを

十分

いくら危険だか
らといっても、子
どもから水泳ぎや
水遊びを取りあげ
てしまうのはかわ
いそうですし、ま
た、無理なことだ
す。

村や学校では、
子どもの事故防止
につとめています
が、ご家庭でもふ
だんのしつけと、
施設の安全管理を
十分にしてください。

犬の放し飼いは やめましょう

犬による
こう傷事故
及び農作物
家畜などの
被害が発生
しております。
これを防
止するため
に八月末、
村内一せいに
野犬狩り
及び野犬狩
防止を行な
います。

○危険なところで遊んでい
ることも見かけたときは、
安全な場所へ誘導してやる。
○一緒に行った友だちがお
ぼれたときは、あわてず大声
で近くにいる人に救いを求め
るよう、ふだんから指導して
おきましょう。



クラブ紹介

青年会女子、婦人会、みの
り会の教養講座として、毎月
一回、生花教室(婦人会、青
年会女子)民謡教室、詩吟教
室(みのり会)が開かれています。
今月は婦人会の生花教
室をのぞいて見ました。
写真には六月二十三日に中央
公民館にて百五十名ほど出席
した婦人会の生花風景です。

献金二題

「困っている人のためにお
使い下さい」と、源清田の岡
野七郎さんから河内村社会福
祉協議会に一万円の献金がな
されました。

岡野さんは大工が職業なの
で上様式の折り祝儀をいただ
くことがあり、そのなかから
献金されたものです。

また、河内村青年会(会長
大野久寿)から、総会のバザ
ーで得た利益金八千九百九十
六円を、同じく社会福祉協議
会に献金をいただきました。

協議会では、それぞれ村の
福祉事業に役立させていただ
くことができ、ありがとうございます。

